

春採湖調査会設置要領

(設置目的)

1. 春採湖及びその周辺（以下「春採湖等」という。）の水質及び自然環境の保全に資するため、春採湖調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(調査会の実施事項)

2. 調査会においては、次の事項を実施する。
 - (1) 春採湖等の水質等自然環境に関する専門分野からの分析
 - (2) 春採湖レポートの編集及び発行
 - (3) 春採湖の環境保全に係る計画及び事業等への提言・助言

(調査会の構成)

3. 調査会は、春採湖等を研究対象としている地元の自然科学分野の専門家をもって構成する。
4. 調査会には、春採湖等に係る知見を有する顧問及び関係行政機関、関係団体等の参画を求めることができる。

(代 表)

5. 調査会に代表を置き、調査員の中から互選によって決定する。

(例 会)

6. 調査会は、1の設置目的を達成するために、例会を開催する。
7. 例会は代表又は環境保全課長が招集し、議事運営にあたる。

(庶 務)

8. 調査会の庶務は、釧路市市民環境部環境保全課において行う。

(その他)

9. その他、調査会の運営に関し必要な事項は、代表又は環境保全課長が例会に諮って定める。

附 則

- この要領は、平成8年5月8日から施行する。
この要領は、平成10年5月21日から施行する。
この要領は、平成19年3月30日から施行する。
この要領は、平成22年4月1日から施行する。
この要領は、平成23年4月1日から施行する。